

# 第3次八戸市男女共同参画基本計画

~男女共同参画社会をめざすはちのヘプラン 2012~

# (最終案)

# はちのヘ男女共同参画都市宣言

あなたはあなたらしくていい わたしもわたしらしくていい お互いを思いやり お互いを認め合い お互いを高め合い 男だから女だからにとらわれず 自分らしく生きていきたい

一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを ともに築くため 八戸市は ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成13年10月31日

八戸市

# 目 次

第 1	章 基本的な考え方	1
1	策定の背景	2
2		3
3	計画の位置づけ	4
4		4
5	進行管理	4
笙っ	: :章 計画の方向性·····	5
क्र <u>८</u> 1		6
'	(1)男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる	J
	安全・安心な社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を	J
	可能とする社会の実現 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(3) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現	6
2		7
_		,
第3	章 計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
1	NEXT OF THE PROPERTY OF THE PR	10
	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	I ー(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	① 広報・啓発活動の推進	11
	② 男女共同参画の推進に関する実態調査・公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	I - (2) 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援 ········	13
	① 子どもに対する教育の充実	13
	② 生涯学習の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	施策の基本方向Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	14
	現状と課題	14
	Ⅱ 一(1) 様々な場での男女共同参画の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	① 方針の立案・決定過程の場における参画の多様化の促進	15
	② 職場における男女の均等な機会と待遇の確保	16
	③ 女性のキャリアアップの促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	Ⅱ - (2) 子育て・介護世代への支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
	① 子育て支援・放課後児童対策等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	② 介護サービス・介護予防等の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

3	施策の基本方向Ⅲ 安全・安心な社会づくり ‥‥‥‥‥‥‥‥	20
	現状と課題	20
	Ⅲ-(1) 安全な暮らしの環境整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	① 男女間の暴力の防止と被害者支援	21
	② 男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進	22
	Ⅲ一(2) 生涯を通じた健康づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	① 妊娠・出産等に関する健康支援	23
	② 生涯を通じた男女の健康の保持増進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4		25
1	男女共同参画に関する動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	男女共同参画にかかる法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3	男女共同参画の推進に関する年表 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	47
4	用語の解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55

本文中右肩に※がついた言葉は、第4章 資料編の4用語の解説に取り上げましたので、参照してご覧ください。

# 第1章 基本的な考え方

#### 第1章 基本的な考え方

## 1 策定の背景~これまでの動き~

国では、これまで、世界的な動きに連動し、「男女雇用機会均等法\*」や「育児・介護休業法\*」の整備などの取組を進め、平成 11 年には「男女共同参画社会基本法\*」を施行するなど、男女共同参画推進のための基盤整備を進めてきました。平成 12 年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会\*の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は、平成 17 年に、男女が共に輝く社会を目指す「第 2 次男女共同参画基本計画」として改定され、男女の雇用機会均等の推進や男女差別の禁止、女性の参画の拡大が図られてきました。

さらに、平成 22 年 12 月、基本法施行後 10 年間のこれまでの取組への反省を踏まえ、第 3 次の基本計画が策定されました。

この計画では、固定的な性別役割分担意識\*を前提とした社会制度や社会構造の変革をめざし、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)\*の推進」、「子ども・子育て支援施策」、「人権施策」など政府一体となった関連施策との連携を図ることや、女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検し、国際的な概念や考え方(ジェンダー\*等)を重視することなどが、基本的な考え方として掲げられています。

さらに、改めて強調している点として、「女性の活躍による経済社会の活性化」や「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「地域における身近な男女共同参画の推進」の5点が掲げられています。

県においても、このような国の動きに連動し、「あおもり男女共同参画プラン21」の策定、青森県の男女共同参画推進の拠点となる男女共同参画センターの開設などにより、男女共同参画推進の取組が進められてきました。

平成 13 年度には、「青森県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 18 年度には、第 2 次の基本計画「新あおもり男女共同参画プラン 2 1」が策定されました。平成 23 年度には、「青森県基本計画未来への挑戦」及び国の「第 3 次男女共同参画基本計画」との整合性を図るとともに、めざすべき青森県の男女共同参画社会像として、「男女が わかち合い ささえ合う 青森県」が大目標として設定された「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 21」が策定されています。

また、市では、これまで、国・県の動向を踏まえながら、すべての人が性別にかかわりなく、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づき、自分らしく生きることのできる社会を目指して、男女共同参画の推進を図ってきました。

平成 6 年度には、男女共同参画社会\*\*の実現のための指針とする行動計画を策定するため、市民と 行政からなる「八戸市女性行動計画策定会議」を組織し、平成 8 年度に、「男女共同参画社会をめざ す はちのヘプラン」を策定するとともに、プランを具体的に推進するための実施計画を策定しまし た。

平成13年度には、「男女共同参画社会基本法<sup>\*\*</sup>」の理念に基づき、「八戸市男女共同参画基本条例<sup>\*\*</sup> (八戸市条例第37号)」を制定し、市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定めるとともに、「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画社会<sup>\*\*</sup>を目指すことを内外に示しました。

さらに、平成18年度には、国・県の第2次基本計画を踏まえ、「はちのヘプラン」を改定し、意識 啓発事業や人材育成事業、子育て支援施策の充実など、全庁をあげて男女共同参画社会\*\*の実現に向 けた施策に積極的に取り組んできたところです。

## 2 策定の趣旨

平成 23 年度で「男女共同参画社会をめざす はちのヘプラン 2006-八戸市男女共同参画基本計画 - 」の計画期間が終了することを受けて、本計画を策定するものです。

計画策定にあたっては、「はちのヘプラン(計画期間平成 18 年度~23 年度)」の進捗状況調査、市 民・事業所の意識調査を行うとともに、当市を取り巻く経済社会情勢の把握に努めました。

まず、「はちのヘプラン」の進捗状況調査では、主な目標値をみると、女性の活躍状況の指標である審議会等における女性比率では、平成 18 年度の 25.2%から平成 22 年度には 24.3%に、市内の事業所の係長級以上の女性比率は 17.0%から 15.3%に低下しており、いずれも目標値の 30%に達していなく、男女共同参画の推進が不十分な状況にあります。

一方、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)\*の指標の1つである育児休業の取得率は、 男性は目標値の10%に達しないものの、平成18年度の0.7%から2.6%と増加傾向にあり、女性は 84.2%と、目標値である80%を超えています。さらに、企業の取組状況として、女性に対する何らか の積極的格差改善措置(ポジティブ・アクション)\*の取組を実施している事業所は、平成18年度の 44.9%から47.0%、次世代育成支援行動計画を策定している事業所の割合は、5.2%から6.6%と増加 しており、徐々に男女共同参画に関する取組が進んでいる状況がみられます。

また、市民・事業所意識調査では、家庭生活や職場、学校教育の場など多くの場面で、前回調査に 比較して平等感が増していることや、積極的格差改善措置(ポジティブ・アクション)\*\*に取り組む 事業所の割合が、わずかではあるものの増加していることなど、男女共同参画意識が徐々にではあり ますが、市民の中に浸透してきている状況が明らかになっています。

しかし、その一方で、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識\*が根強く残っていることや、企業の管理職など指導的立場の女性の割合が男性に比較して低いこと、男性の育児・介護休業の取得率が低いことや、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)\*について理想と現実が異なることなど、男女共同参画社会\*の実現には、未だ多くの課題が残されていることがわかりました。

当市を取り巻く経済社会情勢をみると、条例制定から 10 年が経過する中で、少子高齢化が急速に 進展するとともに人口減少時代を迎え、個々の生活様式が多様化し、家族に対する考え方や地域との 関わり方も大きく変化しています。

加えて、長引く景気低迷や雇用の不安定化、経済社会のグローバル化\*など、経済情勢が大きく変化を続ける中、共働き世帯が過半数を超えており、雇用者総数に占める女性の割合も4割を超えるなど、働く女性を取り巻く状況も大きく変化しています。同時に、男性の側においては、長時間労働や中高年の自殺率の高さなどといった問題が生じています。

本計画では、以上のような、「はちのヘプラン」の進捗状況調査及び市民・事業所の意識調査の結果、当市を取り巻く経済社会情勢の変化等を踏まえ、「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、市として取り組むべき施策の方向性と実効性のある事業を定めるものです。

## 第1章 基本的な考え方

## 3 計画の位置づけ

「八戸市男女共同参画基本条例<sup>\*</sup>」第7条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。

また、男女共同参画社会\*\*の形成を促進することを目的とした「男女共同参画社会基本法\*」や国の「第3次男女共同参画基本計画」、県の「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の趣旨を踏まえるとともに、「第5次八戸市総合計画」との整合性を図ります。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間とします。 ただし、社会経済情勢などの変化に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 5 進行管理

計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに、その結果を公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している事業について、前年度までの進捗状況の調査を実施します。
- (2)「八戸市男女共同参画審議会」に、その進捗状況を報告し、意見を求めます。
- (3) 計画に登載している事業について、事業の評価や社会経済情勢の変化などを踏まえ、事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図ります。

第2章 計画の方向性

## 1 基本目標

男女共同参画社会\*\*の実現は、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍でき、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会をつくることです。今回の計画では、①男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現、②固定的な性別役割分担意識\*\*にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現、③男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現の3点を基本目標とします。

## (1) 男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現

近年、男女間の暴力行為や児童虐待、高齢者への虐待など、個人の尊厳を傷つける行為が増加しており、重大な人権侵害として大きな問題になっています。

また、東日本大震災のような大規模な災害が発生した際にも、子どもや高齢者などの災害弱者や 女性への配慮など、きめ細やかな視点での取組が必要であり、災害時にこそ、男性も女性も共に力 を合わせて対応することが求められています。

さらに、男女がすこやかに生き生きと暮らすためには、男性と女性が、互いの身体的な特質を理解し合い、尊重しつつ、生涯にわたって心身ともに健康に生きることができる環境を整えることが必要です。

暴力や虐待などがなく、災害時にも男女が協力し合い、健康に暮らせるよう、男女の人権が尊重 され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現を目指します。

#### (2) 固定的な性別役割分担意識※にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現

「女性はこうあるべき」あるいは「男性はこうでなければならない」といった意識が、多様な選択を妨げている場合があります。女性の場合は、職業の選択の幅を狭めるなど、社会での活躍や仕事と家庭の両立を困難にし、男性の場合は、働き手として家族の扶養の責任から、長時間労働に陥り、家庭生活への参画が難しくなったり、場合によっては心身の健康を損ねるなど、男女ともに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)\*\*が取りにくい事例が生じており、性別による固定的な役割分担意識\*の払しょくが求められています。

性別にかかわりなく、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができるよう、固定的な性別役割分担意識\*\*にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現を目指します。

#### (3) 男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現

ライフ・スタイルの変化に伴うニーズの多様化やグローバル化\*が進展する中で、男女の別なく 多様な価値観や発想・経験を持った人材が、その個性と能力を発揮することが求められています。 生活に密接にかかわる地域や市政の場に、男女の別なく参画し、意見やアイディアを出し合うこ とが、地域力を向上させると同時に個人の生きがいとなり、社会生活の満足感を高めることにつながります。

また、職場においては、女性をはじめとする多様な人材を活用することで、新しい価値の創造や 新たな発想を生み出し、労働意欲や生産性の向上、それによる競争力の強化につながります。

男女一人ひとりが地域、職場、家庭などで活躍し、生き生きと暮らせるよう男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある地域社会の実現を目指します。

## 2 施策の体系

当市における男女共同参画社会<sup>※</sup>の実現に向けて、3つの基本目標を達成するための施策の基本 方向と実施施策を次のとおりとします。

	施策の	基	本 方 向	実施施策
I	男女共同参画に	(1)	男女共同参画の視点	①広報・啓発活動の推進
	向けた意識づく		に立った意識の改革	②男女共同参画の推進に関する実態調査・公表
	ŋ	(2)	男女が平等で多様な	①子どもに対する教育の充実
			選択を可能にする	②生涯学習の推進
			教育・学習への支援	
П	男女がともに活	(1)	様々な場での男女	①方針の立案・決定過程の場における男女共同参
	躍できる環境づ		共同参画の促進	画の促進
	< n			②職場における男女共同参画の促進
				③女性のキャリアアップ**の促進
		(2)	子育て・介護世代へ	①子育て支援・放課後児童対策等の充実
			の支援	②介護サービス・介護予防等の充実
Ш	安全・安心な社会	(1)	安全な暮らしの環境	①男女間の暴力の防止と被害者支援
	づくり		整備	②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い
				地域づくりの推進
		(2)	生涯を通じた男女の	①妊娠・出産等に関する健康支援
			健康づくりの推進	②生涯を通じた男女の健康の保持増進

# 第2章 計画の方向性

第3章 計画の内容

# 施策の基本方向 Ι 男女共同参画に向けた意識づくり

# 【現状と課題】

男女共同参画社会\*\*とは、男女がお互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、社会のあらゆる分野において性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる社会です。

男女共同参画は社会全体の問題であり、市民一人ひとりが市条例の理念を十分に理解し、あらゆる 分野において男女の別なく、自らの意思で参画する機会が確保される社会の実現につながる意識づく りが必要です。

しかし、実際には長い年月をかけて形づくられた性別による固定的な役割分担意識\*\*やそれに基づく社会慣行は今なお根強くあり、市民意識調査でも「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について「同感する」または「どちらかといえば同感する」と回答した人が 43.3%、「社会通念・慣行・しきたり」の場では「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と回答した人の割合が 71.3%と高い傾向にありました。

固定的な性別役割分担意識\*\*を払しょくするためには、女性も男性も社会の対等なパートナーとして認め合い、主体性を持った生活ができるよう、男女共同参画についての理解を広めていくことが必要です。

また、男女がともに個性と能力を発揮するためには、子どものころから男女共同参画に関する意識 を涵養することが必要であり、学校等における教育・学習が重要となっています。

## ●注目指標(平成28年度まで)

## 1)「男女共同参画社会※」という用語の周知度

H14	H22	H28
68.3%	52.2%	100%

資料:市民連携推進課

#### 2) 教職員の啓発講座への参加率

H18	H22	H28
30.1%	40.5%	65%

資料:市民連携推進課

## I-(1) 男女共同参画の視点に立った意識の改革

性別による固定的な役割分担意識\*\*を払しょくし、一人ひとりが男女共同参画に関する認識を深め、その重要性に気づくことが重要であることから、男女共同参画の正しい理解のための広報・啓発活動に取り組みます。

また、男女共同参画に係る市の事業の見直しや新たな事業の展開を図るため、男女共同参画の推進に関する実態調査・公表に取り組みます。

## ①広報・啓発活動の推進

## 【施策の概要】

- ■男女共同参画の正しい理解のための広報・啓発活動を推進します。
- ■仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)\*\*のとれた働き方の実現に向け、意識啓発を図ります。
- ■事業所等の男女共同参画に関する理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例 の紹介を行います。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課
1	講演会等の啓発事業	男女共同参画に関する講演等を通して、男女共同参画につ	市民連携推進課
		いて考える機会を市民に提供する。	
2	広報紙、市ホームペ	市広報紙やホームページ等を活用し、男女共同参画に関す	市民連携推進課
	ージ等を活用した広	る情報の広報・啓発を行う。	
	報・啓発活動		
3	情報誌の発行	男女共同参画に関する情報誌「WITH YOU」を発行する。	市民連携推進課
4	ワーク・ライフ・バ	仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報誌、	市民連携推進課
	ランスの啓発	周知啓発用パンフレット等に掲載する。	
5	人権週間の周知	人権週間(12月4日~12月10日)にその意義等を紹介し、	広報統計課
		人権意識を啓発する。	
6	男女共同参画推進事	事業所等の男女共同参画の推進事例を周知する。	市民連携推進課
	例の紹介		

## 第3章 計画の内容

## ②男女共同参画の推進に関する実態調査・公表

## 【施策の概要】

- ■男女共同参画に係る市の施策・事業の推進状況を毎年度調査し、結果を公表します。
- ■男女共同参画に係る市の施策・事業に反映するため、市民の意識・実態調査を実施します。
- ■男女共同参画の推進に関する施策等への苦情に対し、苦情処理委員会を設置し、適切な処理に努めます。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
7	男女共同参画事業の	毎年の男女共同参画推進事業の推進状況を調査し、公表す	市民連携推進課
	推進状況の公表	<b>る</b> 。	
8	男女共同参画にかか	市民や企業などを対象に、男女共同参画に関する調査を実	市民連携推進課
	わる状況の調査	施する。	
9	苦情処理委員会の	男女共同参画の推進に関する市の施策への苦情に対応す	市民連携推進課
	設置	る。	

## Ⅰ-(2) 男女が平等で多様な選択を可能にする教育・学習への支援

性別にとらわれず社会で活躍していくことができるよう、子どものころからの人権尊重を基盤 にした男女平等観を養う教育が重要であることから、学校、地域などと相互の連携を図り、子ど もに対する教育の充実に取り組みます。

また、生涯を通じて社会の様々な場面に参画できるよう、多様な学習機会を提供し、生涯学習の推進に取り組みます。

## ①子どもに対する教育の充実

#### 【施策の概要】

- ■児童・生徒が男女共同参画を理解し、将来を見通した自己形成ができるよう、学校教育に取り 組みます。
- ■男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等を実施します。

#### 【主な事業一覧】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
10	学校教育指導の方針	学校教育指導の方針と重点に男女共同参画意識の涵養につ	教育指導課
	と重点への男女共同	いて掲載する。	
	参画意識の涵養につ		
	いての掲載		
11	計画訪問等による学 校への周知	各学校への計画訪問等を通じて、男女平等観に立った教育 指導と教育環境整備等について各学校へ周知する。	教育指導課
12	教職員に対する啓発 講座	教職員等を対象にした意識啓発講座を開催する。	市民連携推進課
13	教育関係者への啓発 パンフレットの作成	男女共同参画意識に基づいた学校教育等を推進するための 啓発パンフレットを作成し配布する。	市民連携推進課

## ②生涯学習の推進

### 【施策の概要】

- ■市民大学講座や公民館講座等により、生涯にわたる多様な学習の機会を提供します。
- ■国や県が主催する男女共同参画に関する学習機会の情報を提供します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
14	市民大学講座	様々な分野の講師による講座を開催し、生涯学習の場を提供する。	社会教育課
15	鷗盟大学	高齢者の生きがいの増進を図るため、60歳以上の高齢者を 対象とした鷗盟大学を設置し、運営する。	高齢福祉課
16	公民館講座	生涯学習活動の拠点として、生涯各時期に応じた各種講座 を開催し、学習機会を提供する。	社会教育課
17	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚 を目的とした学習機会の情報を提供する。	市民連携推進課

# 施策の基本方向 Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

## 【現状と課題】

近年の多様化する市民ニーズやグローバル化\*、変化の速い経済・社会に柔軟に対応するためには、 地域社会や家庭、職場など多様な場において、男性も女性も区別なく参画していくことが大切です。 そのためには、方針の立案・決定過程へ多様な市民の意見を反映させ、男女が均等に参画できる機 会が与えられる仕組みが重要です。

市では、方針の立案・決定過程への男女共同参画を促進するため、審議会等の女性委員の構成割合を 30%以上とすることを目標としてきましたが、平成 22 年度は 24.3%と未だ達成されていない状況 にあります。今後も、新たな人材の発掘・育成を進めるとともに、引き続き公募制の積極的活用などを通じて、多様な市民の意見を反映させる仕組みづくりに努めていく必要があります。

また、地域においても多様な人材を活用し、多様な意見を反映させることは、より良い地域社会形成のために必要であり、地域活動の担い手となる市民団体等の活動の促進を図る必要があります。

さらに、雇用の場においては、企業等における各種支援制度の整備は進んでいるものの、長時間労働の常態化や男性の育児・介護休業取得率の低さ、管理職など指導的立場に女性が少ないなど、男女間の格差は解消されていない状況にあり、個人の能力に基づいた性別にとらわれない人材の活用とともに、多様な働き方に応じた適正な処遇と労働条件の確保が必要です。

また、女性が地域社会や職場などでその能力を十分に発揮し、活躍できるよう、女性のキャリアアップ\*の支援を図る必要があります。

一方、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識\*\*により、家事、育児等の役割が女性に偏り、結婚・出産・育児を機として仕事を中断する女性が多い状況にあります。

家庭生活と仕事を両立するためには、男女がともに家事、子育て、介護などの家庭的責任を担うことが必要であり、子育て・介護の支援、生活環境の整備などを図る必要があります。

## ●注目指標(平成 28 年度まで)

#### 1) 審議会等の男女構成比率

	H18	H22	H28
男	74.8%	75.7%	
女	25.2%	24.3%	30%

資料:行政改革推進課

#### 2) 市内事業所における管理職の男女の構成比率

	H18	H22	H28
男	84.6%	86.6%	
女	15.4%	13.4%	20%

資料:市民連携推進課

## 3) 放課後児童クラブ数及び病児・病後児保育施設数

	H17	H21	H28
放課後児童クラブ数	24 か所	32 か所	50 か所
病児・病後児保育施設数	1 か所	2 か所	6 か所

資料:子ども家庭課

## Ⅱ - (1) 様々な場での男女共同参画の促進

住民に最も身近な市の政策の決定は、一人ひとりの住民の生活に影響を与えるものであることから、市の審議会や委員会等の委員選定において、男女の多様な意見の反映への配慮、委員にふさわしい人材の発掘や育成、公募制の導入など、適切な人材の活用に積極的に取り組みます。

また、暮らしやすく、活力のある地域社会を形成していくためには、男女が性別にとらわれず、ともに地域社会に積極的に関わっていく必要があることから、町内活動などの地域活動や市民活動の促進に取り組みます。

職場においては、個人の能力に基づく性別にとらわれない人材の活用が必要であることから、職場における男女の均等な機会・待遇の確保に取り組みます。

さらに、女性人材の発掘と能力開発を図ることにより、地域社会や職場等における女性の活躍と 積極的登用が進展するよう、女性のキャリアアップ\*の促進に取り組みます。

## ①方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進

#### 【施策の概要】

- ■附属機関等の委員の男女構成比率に偏りがない登用と公募制の活用により、多様な人材の市政への参画を推進します。
- ■市の行政運営や地域社会に参画できる知識と見識を持った人材の発掘・育成のため、能力開発 のための学習機会を提供するとともに、各分野で活躍する女性のロールモデル\*を紹介します。
- ■市民活動の促進のため、情報交換や活動拠点となる市民活動サポートセンターを運営します。
- ■地域活動への参加を促進するため、地域と協働で広報・啓発活動を行うほか、研修会を開催します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
18	附属機関等の委員の	附属機関等の委員の男女構成比率の目標値を設定し、多様な	行政改革推進課
	男女構成比率に偏り	人材の市政への参画を促進する。	
	がない登用		
19	附属機関等の委員の	附属機関等における公募による委員の選任を原則義務付け、	行政改革推進課
	公募の充実	市民の行政への参画機会の拡充を推進する。	
20	性別に捉われない職	職務経験の付与等について機会が均等になるように、意欲と	人事課
	員の登用	能力のある職員を登用する。	
21	女性チャレンジ講座	職場等における女性の活躍と積極的登用の促進と審議会等	市民連携推進課
		委員にふさわしい人材の発掘や育成を図るための学習機会	
		を提供する。	
22	トーキングカフェ	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実	市民連携推進課
		施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍	
		する女性のロールモデルを紹介する。	
23	市民活動サポート	市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター	市民連携推進課
	センター事業	を運営する。	

## 第3章 計画の内容

24	青少年の地域活動の	青少年の地域社会の一員としての関心と自覚を深めるため、	教育指導課
	推進事業	各種ボランティア活動を実施する。	
25	町内会活動研修会	町内会長等を対象とした研修会を実施する。	広報統計課
26	町内会加入促進事業	町内会・自治会の加入率向上を図るため、地域と協働し町内 会加入促進活動を実施する。	市民連携推進課

## ②職場における男女共同参画の促進

#### 【施策の概要】

- ■関係機関と協力し、男女雇用機会均等法\*等や事業者等へのポジティブ・アクション(積極的格 差改善措置)\*\*の導入について周知を図ります。
- ■パートタイム労働者\*等の適正な雇用管理等について周知を図ります。
- ■農業経営への女性の参画を促進します。
- ■仕事と家庭の両立を支援するための助成制度等の周知を図ります。
- ■事業所等の男女共同参画に関する理解の促進に向けた広報・啓発活動や、男女共同参画推進事例 の紹介を行います。
- ■働く女性の妊娠・出産に関して、母性の心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業者へ周知を図ります。

No	事 業 名	事業内容	担 当 課
27	企業におけるポジティブ・アクション実 施促進	職場における男女平等を推進するため、「男女雇用機会均等 法」の履行確保を担う青森労働局や青森県などの関係団体と 連携をとり、各種施策を周知する。	雇用支援対策課
28	男女雇用機会均等法 等の周知	男女雇用機会均等法等に関する制度や相談窓口等について 周知をする。	雇用対策支援課
29	セクハラの防止	職場のセクシュアル・ハラスメント <sup>※</sup> に関する相談窓口の情報を提供する。	雇用支援対策課
30	パートタイム労働者 等の雇用管理改善制 度の周知	パートタイム労働者等の適正な雇用管理を推進するため、助成金制度等を周知する。	雇用支援対策課
31	家族経営協定の締結 促進	家族経営内において、就業条件等を定める。	農政課
32	認定農業者共同申請 の促進	夫婦共同申請によって、女性の農業経営への参画を促進す る。	農業経営振興センター
33	両立支援事業の周知	仕事と家庭の両立を支援するため、各種助成金制度を周知する。	雇用支援対策課
34	次世代育成支援対策 推進法に基づく一般 事業主行動計画策定 の促進	事業所に対し、一般事業主行動計画について周知を図り、策 定を促進する。	雇用支援対策課
35 (再掲)	ワーク・ライフ・バ ランスの啓発	仕事と生活の調和について、情報誌や事業者向けの広報誌、 周知啓発用パンフレット等に掲載する。	市民連携推進課
36	妊娠中・出産後の女 性に対する健康管理 措置の周知	労働基準法並びに男女雇用機会均等法に規定されている母性健康管理対策の措置を講じることの周知啓発を実施する。	雇用支援対策課

## ③女性のキャリアアップ※の促進

## 【施策の概要】

- ■職場での女性の能力の発揮を支援するため、職業能力開発・向上のための研修などの情報を提供するとともに、女性を対象にした講座を開催します。
- ■キャリアアップ<sup>※</sup>や再就職支援を図るため、様々な講座等による職業能力向上の機会を提供します。
- ■様々な場面における女性の参画の促進を図るため、各分野で活躍する女性のロールモデル\*を紹介する機会を提供します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
37	各種講座の情報提供	国・県など関係機関が主催する、男女共同参画意識の高揚	市民連携推進課
(再掲)		を目的とした学習機会の情報を提供する。	
38	女性チャレンジ講座	職場等における女性の活躍と積極的登用の促進と審議会等	市民連携推進課
(再掲)		委員にふさわしい人材の発掘や育成を図るための学習機会	
		を提供する。	
39	八戸地域職業訓練セ	職業能力の向上を図るため、パソコン講座、商業簿記など	雇用支援対策課
	ンターでの研修講座	の講座を開催する。	
	開催		
40	若年者キャリアアッ	新規高卒未就職者および、就職後早期に離職した方を対象	雇用支援対策課
	プ事業	に職業観の育成や職業能力の向上のためのセミナーを開催	
		し、就職及び再就職の実現を図る。	
41	フロンティア八戸職	市内に在住する未就職新規高卒者・若年未就業者の主体的	雇用支援対策課
	業訓練助成金	な職業能力の開発を支援し、早期就職を促進することを目	
		的に職業訓練助成金を交付する。	
42	母子家庭自立支援教	母子家庭のお母さんの雇用安定と就職の促進を図るため、	子ども家庭課
	育訓練給付金	職業能力開発講座を受講した人に給付金を支給する。	
-	<u> </u>		
43	アントレプレナー	アントレプレナー※情報ステーションを設置し、専門家によ	商工政策課
	情報ステーション事	る経営サポートや創業準備フリースペースの設置、創業支	
	業	援に向けた情報発信等を行い創業支援を実施する。	
44	トーキングカフェ	各分野で活躍している女性たちと市長との意見交換会を実	市民連携推進課
(再掲)		施し女性の市政への参画機会の拡大を図るとともに、活躍	
		する女性のロールモデルを紹介する。	

## Ⅱ-(2) 子育て・介護世代への支援

男女が家庭生活と仕事を両立するためには、家事、子育て、介護などを行いながら働き続けることができる環境の整備が必要であり、子育て世代を支援するため、市民の多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策など、子育て支援体制の充実に取り組みます。

また、介護世代を支援するため、介護保険制度や介護サービスなどの情報を提供するとともに、介護予防や適切な介護サービスの提供に取り組みます。

## ①子育て支援・放課後児童対策等の充実

#### 【施策の概要】

- ■各種保育事業や幼稚園就園事業、医療費助成、ファミリー・サポート・センター事業等により、 子育て家庭へのきめ細かな支援サービスを行います。
- ■ひとり親家庭等の子育てを支援するため、医療費の助成、児童扶養手当の支給などを実施します。
- ■仕事と子育ての両立を支援するため、子どもが放課後や夏季休暇等に安心して遊べる場所を提供します。
- ■子育て親子の交流の場及び子育てに関わる団体等の交流・活動拠点を提供します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
45	保育事業の充実	延長保育事業、一時預かり保育事業、休日保育事業、病児・ 病後児保育事業などを実施する。	子ども家庭課
46	幼稚園就園奨励事 業・第3子保育料軽 減事業	世帯の所得状況に応じて、園児の保護者に対し保育料等の減免を行った幼稚園へ補助金を交付することで、間接的に保護者の経済的負担を軽減する。	学校教育課
47	乳幼児等医療費助成 事業	乳幼児を対象とした入院・通院及び小・中学生を対象とした 入院に係る医療費を助成する。	子ども家庭課
48	ひとり親家庭等医療 費助成事業	母子・父子家庭等に医療費を助成する。	子ども家庭課
49	児童扶養手当	父または母と生計を同じくしていない児童について、監護している母または父等養育している人に手当を支給する。	子ども家庭課
50	遺児対策給付事業	ひとり親家庭等の遺児について、小学校または中学校に入学 する際に入学祝金、中学校を卒業する際に卒業祝金を支給す る。	子ども家庭課
51	介護人派遣事業	母子家庭等が一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合 に家庭生活支援員を派遣する。	子ども家庭課
52	児童館運営事業	児童に健全な遊びを与え、健康増進や情操を豊かにすることを目的に、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設を運営する。	子ども家庭課
53	放課後児童健全育成 事業	放課後に保護者が家庭にいない小学校低学年児童に対する 遊びを中心とした生活の場を提供する。	子ども家庭課
54	子育てつどいの広場 「こどもはっち」事 業	"こどもはっち"において、乳幼児と親が集い、様々な遊びや体験を通じて相互に交流を図る場及び子育でに関わる個人・団体の多様な活動と交流拠点の場を提供し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	子ども家庭課
55	ファミリー・サポー ト・センター事業	育児等の手助けを受けたい人と手助けしたい人が会員として登録し、会員同士で相互援助活動を行う。	子ども家庭課

## ②介護サービス・介護予防等の充実

## 【施策の概要】

- ■家族介護者の負担を軽減するために、介護保険制度の周知を図るとともに、適正・適切な介護保険サービスを提供します。
- ■各地域の在宅介護支援センター\*\*と協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談や介護予防など、 包括的な支援を実施します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課
56	介護保険制度の周知	説明会、広報紙への記事掲載、パンフレット・冊子配布等に	介護保険課
		より制度を周知する。	
57	介護保険サービスの 提供	介護を要する状態となっても、できる限り、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護サービスや施設介護サービス及び地域密着型サービスを提供する。	介護保険課
58	地域包括支援センタ 一 <sup>※</sup> 事業	在宅介護支援センターと協力して、高齢者の福祉や介護に関する相談を受け、介護予防への取組、権利擁護、暮らしやすい地域づくり等を行う。	高齢福祉課

# 施策の基本方向 Ⅲ 安全・安心な社会づくり

## 【現状と課題】

男女共同参画社会\*\*の実現のためには、市民一人ひとりの人権が尊重されることが前提となります。 しかし、男女間での暴力的行為や子どもや高齢者に対する虐待など、個人の尊厳を傷つける行為が 増加し、問題化しています。あらゆる暴力は人権の侵害であり、男女共同参画社会\*\*を推進していく 上で、克服していかなければならない課題です。

また、国において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日)において、その基本的な考え方として、「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。」との記述が盛り込まれました。このように、近年、頻発している災害への対応においては、避難所等での男女のニーズに違いがあることから、男女双方の視点に配慮した取組を進める必要があり、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが求められています。

さらに、一人ひとりが生き生きと暮らすためには、男女がそれぞれの身体的特質を認識し、十分に 理解し合い、人権を尊重しつつ相手に対する思いやりをもって、健康で心豊かに生きていくことがで きる環境を整えることが必要です。

特に女性は、妊娠・出産の可能性を持ち、生涯を通じて、男性と異なる健康上の問題を抱えています。男女の身体の違いを尊重し、妊娠・出産に関する健康支援や性差医療\*への理解の促進、病気の予防のほか、近年増加している自殺を防止するためのこころのケアなど、性差理解に基づき、男女がともに生涯を通じて健康で過ごすことができる環境の整備が必要となっています。

#### ●注目指標(平成28年度まで)

## 1) DV※を受けた経験がある割合

H14	H22	H28
4.0%	4.1%	0%

資料:市民連携推進課

#### 2) 早期妊娠届出者の割合

H18	H22	H28
78.4%	88.9%	100%

資料:健康増進課

# 【施策の内容】

## Ⅲ-(1) 安全な暮らしの環境整備

配偶者等からの暴力など、あらゆる暴力は人間の尊厳を傷つけるものであり、根絶すべき問題であることから、男女間の暴力の防止と被害者支援に取り組みます。

また、近年頻発している災害に対応するため、被害を最小限に抑え、地域住民が助け合える 防災体制の整備が必要であることから、男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくり の推進に取り組みます。

## ①男女間の暴力の防止と被害者支援

## 【施策の概要】

- ■暴力の防止を図るため、あらゆる暴力は重大な人権侵害であるとの認識を深める啓発活動を推進します。
- ■暴力被害者の相談窓口、救済機関等を周知するとともに、関係行政機関等との連携を図り、被 害者の救済と自立を支援します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
59 (再掲)	人権週間の周知	人権週間(12月4日~12月10日)にその意義等を紹介し、 人権意識を啓発する。	広報統計課
60	虐待等の防止に関す る啓発	子ども・高齢者・障がい者・配偶者に対する虐待やいじめ 防止のための啓発・周知を行う。	福祉政策課 子ども家庭課 高齢福祉課 障がい福祉課
61	八戸市虐待等防止対 策会議の設置	虐待やいじめに関する情報を共有し、虐待防止対策等の充 実を図る。	福祉政策課
62	女性に対する暴力根 絶のためのシンボル マークの周知	人権意識の高揚を図るため、シンボルマークを周知する。	市民連携推進課
63	DV <sup>※</sup> 防止基本計画 の策定・実施	DV <sup>※</sup> 防止基本計画を策定し、DV <sup>※</sup> 防止の為の各種施策を 推進する。	子ども家庭課
64	家庭(児童)婦人等 相談室	生活困窮、夫の暴力などの女性の様々な問題に対する相談 業務を実施する。	子ども家庭課
65	一時避難等被害者 支援	配偶者からの暴力や経済的理由により児童の養育が一時的 に困難になった場合、緊急一時的に母子を保護する。	子ども家庭課
66	人権相談	夫婦・親子・相続など家庭での困りごと、暮らしの中の人 権問題に関する相談業務を実施する。	広報統計課

## 第3章 計画の内容

## ②男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進

## 【施策の概要】

- ■災害に強い安全な地域づくりを推進するため、地域の安全・安心に関する情報を提供します。
- ■災害発生時において、被災者の救出・救助、初期消火活動、安否確認などを行う自主防災団体の 組織化を促進します。
- ■一人暮らしの高齢者や障がい者などの災害時要援護者の地域の中での日頃の見守りと災害発生 時の支援体制を整えるために、災害時要援護者登録制度を推進します。
- ■男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画の策定のため、地域防災会議に女性委員を登用 します。

No	事 業 名	事 業 内 容	担当課
67	ほっとスルメールの	災害情報や緊急情報、防犯情報等を、登録者に対してメール	防災危機管理課
	配信サービス	で、配信する。	
68	自主防災団体の組織	自主防災組織の設立及び活動を支援する。	防災危機管理課
	化の促進		
69	災害時要援護者登録	災害時における支援体制の整備を図るため、一人暮らしの高	福祉政策課
	制度の推進	齢者や障がい者などの要援護者の登録を推進する。	
70	地域防災計画の策定	男女共同参画の視点を取り入れ、男女のニーズに対応した地	防災危機管理課
		域防災計画を策定する。	
71	地域防災会議への女	男女のニーズに対応した地域防災計画の策定を図るため、地	防災危機管理課
	性委員の登用	域防災会議に女性委員を登用する。	

## Ⅲ-(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

妊娠・出産は女性の心身両面において、一生の中でも大きな節目となる出来事であり、母性保護の観点からも安心・安全に妊娠・出産できるよう健康支援に取り組みます。

また、男女がすこやかに生き生きと心豊かに生活するためには、性差理解に基づき、心身の健康づくりを促進することが必要であることから、生涯を通じた男女の健康の保持増進に取り組みます。

## ①妊娠・出産等に関する健康支援

#### 【施策の概要】

- ■働く女性の妊娠・出産に関して、母性の心と体の健康管理へ配慮することや、雇用管理面で不利益を与えないことについて事業者へ周知を図ります。
- ■早期妊娠届け出の勧奨、母子健康手帳の交付等を行い、妊娠から出産後までの健康管理支援や新生児のすこやかな発育の支援を行います。

## 【主な事業一覧】

No	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課
72	妊娠中・出産後の女性	労働基準法並びに男女雇用機会均等法に規定されている母性	雇用支援対策課
(再掲)	に対する健康管理措	健康管理対策の措置を講じることの周知啓発を実施する。	
	置の周知		
73	母子健康手帳の交付	母子の健康管理を図るため、妊娠届出書の早期提出の周知、母	健康増進課
		子健康手帳の交付、マタニティ健康相談を実施する。	
74	妊婦委託健康診査	健康な子の出生と妊婦の保健管理の向上を図るため、妊婦委託	健康増進課
		健康診査を実施する。	
75	両親学級	子どもを迎えるための心の準備、親の役割について夫婦で共に	健康増進課
		考え、協力して子育てできるように支援する。	
76	妊産婦・新生児訪問	母子の健康保持推進のための妊娠・分娩・産後の健康管理支援	健康増進課
	指導	と新生児の健やかな発育・発達の支援をするため、訪問指導を	
		実施する。	

## ②生涯を通じた男女の健康の保持増進

## 【施策の概要】

- ■自己の健康管理のため健康診査の受診を促進するほか、学習機会や相談・指導を行います。
- ■自殺防止のため、心の悩みについての相談体制の整備や周知を図ります。
- ■青少年の心身の発達段階に応じた性に関する教育の充実を図ります。
- ■生涯にわたって健康に過ごせるよう、性差に応じた健康支援を行います。

	No	事 業 名	事 業 内 容	担当課
	77	健康診査の受診促進	病気等の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、 各種健康診査を実施する。	健康増進課
-	78	健康教室・健康相談	健康増進、介護予防等を目的とする健康教室の開催及び心身の 健康に関した相談、指導等を実施する。	健康増進課

# 第3章 計画の内容

79	こころの電話相談	保健師によるこころの電話相談を実施する。	健康増進課
80	思春期健康教室	性教育の一環として、小・中学校、市が連携して、いのちの尊さ等を学ぶために、赤ちゃんふれあい体験、パパ・ママ体験の2事業を実施する。	健康増進課
81	いのちをはぐくむ 教育アドバイザー 事業	学校訪問を通じて、性教育の充実について周知する。 中学校においては、専門医による講演等を実施する。	教育指導課
82	女性専門外来	女性医師をはじめとする女性の医療従事者が、女性特有の症状、不安等について対応・支援するため、市民病院に女性だけを対象とした外来を設置する。	医事課
83	性差に応じたがん 検診の受診促進	性差に応じたがん検診の受診を促進する。	健康増進課

第4章 資料編

## 第4章 資料編

## 1. 男女共同参画に関する動き

#### (1)世界の動き

#### ①国際婦人年

国際連合(以下「国連」と記す。)は、国連憲章、世界人権宣言などを採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げました。昭和21(1946)年には、国連に婦人の地位委員会が設置され、法律及び事実上の男女平等の達成を目指すこととしました。しかし、依然として女性の力が十分に活用されていない国際的な状況から、国連では、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、女性の地位向上のために世界的規模で行動を行うことが決定されました。

#### ②女子差別撤廃条約

昭和55 (1980) 年、デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の十年中間年世界会議」では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(略称:女子差別撤廃条約)」の署名式が行われました。

この条約では、政治的、経済的、社会的、文化的その他あらゆる分野で男女平等を達成するため に必要な措置を定めています。さらに固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見を解消するため の施策など、国が講じるべき手立てを具体的に規定しています。

#### ③婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60 (1985) 年に、「国連婦人の十年最終年世界会議」がケニアのナイロビで開かれ、「国連婦人の十年」の取組に対する評価と見直しが行われました。この会議では「国連婦人の十年」の目標である「平等・開発・平和」の継続とともに、それに対する具体的・多角的戦略が求められ、「西暦2000 年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略(略称:ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

#### ④第4回世界女性会議

平成7 (1995) 年に「第4回世界女性会議」が中国の北京においてアジアで初めて開催され、女性問題の解決に向けて国際的な指針となる「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は女性のエンパワーメントに関する予定表であるとされており、12 の重大問題領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動を示しています。

#### ⑤国連特別総会「女性 2000 年会議」

平成 12 (2000) 年に、アメリカのニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」(成果文書)が採択され、女性に対する暴力に対処する法律の整備や、平成 17 (2005) 年までに女性に差別的な条項を撤廃するため、法律の見直しをすることなどが盛り込まれました。

### ⑥第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」世界閣僚級会合)

平成 17 (2005) 年に、第 4 回世界女性会議(北京会議)から 10 年目にあたることを記念し、アメリカのニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000 年会議成果文書」を再確認して、これまでの進展を踏まえながらも完全実施に取り組むための宣言を採択しました。

## ⑦第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」記念会合)

平成22 (2010) 年に、第4回世界女性会議(北京会議)から15年目にあたることを記念し、アメリカのニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」等を再確認して、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等を採択しました。

#### (2) 国の動き

## ①「婦人問題企画推進本部」設置と「国内行動計画」の策定

国内では、国連をはじめとした女性問題に関する世界的な取組に呼応して、政府や民間団体において活発な活動を展開してきました。「国際婦人年世界会議」の開催を受けて、昭和 50 (1975) 年に「婦人問題企画推進本部」が総理府内に設置されました。昭和 52 年 (1977) には「国内行動計画」が策定され、向こう 10 年間の女性問題解決についての目標を明らかにしました。

#### ②女子差別撤廃条約の批准

昭和56(1981)年に、「国内行動計画後期重点目標」を決定し、「女子差別撤廃条約」を批准する ための諸条件の整備を最重点課題として掲げました。

また、男女雇用機会均等法をはじめとする法制面の整備を進めるとともに、家庭科教育のあり方の検討等を行い、昭和60(1985)年に日本は72番目の批准国となりました。

#### ③新国内行動計画の策定

昭和62 (1987) 年に、「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦2000 年に向けての新国内行動計画」を策定し、21 世紀における社会の安定と発展の実現に向けて、男女を問わず多様な価値観に基づいて、個人が自己の人生を主体的に選択するとともに、男女がその能力を十分に発揮し、社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であるとして、「男女共同参加型社会システムの形成」を目指すこととなりました。

さらに平成3 (1991) 年には、「新国内行動計画」の第一次改定が行われ、総合目標の「共同参加」を、企画の段階からの関与が必要であるとして「共同参画」に改め、「男女共同参画型社会」の形成を目指すこととしました。

国際的にも「ナイロビ将来戦略」の実施ペースを早めることが求められ、政治・経済・文化など 社会のあらゆる分野で情報化、地球規模化の進展がみられており、20世紀最後の10年に日本の女 性問題への取組は更に積極的に推進されることとなりました。

## 第4章 資料編

#### ④男女共同参画推進本部の設置

平成6 (1994) 年に、「婦人問題企画推進本部」の任務を発展させ、全閣僚をメンバーとする「男女共同参画推進本部」(本部長:内閣総理大臣)及び総理府大臣官房に「男女共同参画室」を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として、「男女共同参画審議会」を設置して、国の推進体制が拡充、強化されました。

#### ⑤男女共同参画 2000 年プランの策定

平成7 (1995) 年に「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や、平成8 (1996) 年7月に 男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、同年12月、新たな国内 行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、政府が男女共同参画社会の実現に向けて取り 組むべき施策を総合的・体系的に整備しました。

## ⑥法律に基づく審議会の設置

平成9 (1997) 年に、それまでの政令に基づく男女共同参画審議会に代わり、男女共同参画審議会設置法に基づいて、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議する「男女共同参画審議会」を設置し、推進体制の整備が行われました。

#### (7)男女共同参画社会基本法の施行

平成 10 (1998) 年に、政府は、男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に関して基本的な方針・理念を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を目的とした、男女共同参画社会構築のための法律の検討が行われ、平成 11 (1999) 年 2 月、通常国会に法案が提出され、同年 5 月参議院、6 月衆議院で可決・成立し、施行されました。

#### (8)男女共同参画基本計画の策定

平成 11 (1999) 年 8 月、内閣総理大臣から男女共同参画審議会に対して、男女共同参画基本計画を策定する基本的な考え方について諮問がなされ、翌 12 (2000) 年 9 月、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方-21 世紀の最重要課題-」が答申されました。政府では、この答申を受けて、男女共同参画 2000 年プランの進捗状況を勘案し、女性 2000 年会議の成果なども踏まえつつ、平成 12 (2000) 年 12 月、「男女共同参画基本計画」を策定しました。本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画となりました。

#### ⑨中央省庁等改革における国内推進体制の整備・機能強化

平成13(2001)年に中央省庁等改革において、新たに設置された内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置されるなど、男女共同参画に向けた推進体制が格段に充実・強化されました。

#### ⑩関連法規の整備

男女共同参画社会の形成を推進する総合的な法制度や体制は、平成9 (1997) 年に男女雇用機会 均等法、労働基準法、育児・介護休業法が改正され、女性が職場でより活躍できるよう、また、男女ともに職業生活と家庭生活が両立できるよう整備されました。平成12 (2000) 年には、介護保険法が施行され、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みが整えられました。

また、女性に対する暴力に対して、平成 13 (2001) 年 4 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(略称:配偶者暴力防止法)」の公布(平成 14 (2002) 年より完全実施)及び平成 16 (2004) 年の改正などの法整備が行われてきました。

#### ⑪男女共同参画基本計画(第2次)の策定

平成17 (2005) 年7月、男女共同参画会議から「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方-男女がともに輝く社会へー」の答申を受けて、同年12月に、男女共同参画基本計画の改定が閣議決定され「第2次」としました。

総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第1部において、男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成、重点事項を示し、第2部において、施策の目標、基本的方向及び具体的な施策の内容を示しました。第3部においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な方策を示しました。

#### ②関連法規の拡充と国内推進体制の整備

平成 19 (2007) 年 4 月に、「改正男女雇用機会均等法」が施行され、男女双方に対する性別を理由とする差別的取扱いに禁止範囲を拡大し、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取り扱いの禁止、男女双方の労働者を対象とするセクシュアルハラスメント防止措置の拡充、均等法に基づく報告をしない又は虚偽の報告をした事業主に対する過料等が盛り込まれました。

また、平成19 (2007) 年12月には、「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」を策定し、平成20 (2008) 年には、内閣府に「仕事と生活の調和推進室」が設置されました。

#### [3]男女共同参画基本計画(第3次)の策定

平成22 (2010) 年7月、国は男女共同参画会議から「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を受けて、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとして、平成22 (2010)年12月に、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

## (3) 青森県の動き

#### ①女性・男女共同参画行政に係る専管課の設置

国際婦人年に始まる国際的な動きと国内行動計画策定を背景に、昭和52(1977)年に女性行政担当窓口を「生活福祉部児童家庭課」とし、女性に関する施策の調整を図ることとしました。

昭和55 (1980) 年度、女性行政の総合調整を図るため企画部に「青少年婦人室」が設置され、昭和56 (1981) 年度、同室を「企画部」から「生活福祉部」へ移管、平成5 (1993) 年度には「青少年女性課」に改組し、平成8 (1996) 年度には女性に関する行政を専門に担当する専管課として「女性政策課」が新設されました。

平成 9 (1997) 年度の組織再編に伴い、「生活福祉部」から「環境生活部」に移管となり、平成 12 (2000) 年には「男女共同参画課」に名称変更しました。

平成13(2001)年6月には「青森県男女共同参画センター」が設置されました。

平成14(2002)年には「男女共同参画課」を「青少年・男女共同参画課」に改組しました。

#### ②庁内推進体制の強化

昭和55(1980)年6月、女性問題に関する各分野における施策の総合的推進を図るために、女性行政関係課で構成する「青森県婦人問題行政連絡会議」が設置されました。

平成8 (1996) 年4月に、同会議が「青森県女性行政推進連絡会議」に改称され、平成12 (2000) 年4月には「青森県男女共同参画推進連絡会議」と改称しました。

さらに、平成15(2003)年10月には、庁内に「青森県男女共同参画推進本部」が設置されました。

## ③男女共同参画審議会の設置

昭和54(1979)年、青森県婦人行動計画を策定するための検討機関として県内各界各層の有識者からなる「青森県婦人問題対策推進委員会」を設置しました。

平成8 (1996) 年7月に同委員会を「青森県女性政策懇話会」と改称し、平成12 (2000) 年4月には「青森県男女共同参画懇話会」と改称されました。

平成13(2001)年11月には「青森県男女共同参画懇話会」に代わり、「青森県男女共同参画推進 条例」に規定されている「青森県男女共同参画審議会」を新たに設置しました。

#### ④青森県婦人行動計画の策定

昭和55 (1980) 年5月に「青森県婦人行動計画」が策定され、青森県における女性に関する施策の基本方向が明らかになり、昭和56 (1981) 年6月に、婦人行動計画の具体的施策を進めるための「青森県婦人行動計画推進計画」が策定されました。

昭和61 (1986) 年3月に「青森県婦人問題対策推進委員会」から、青森県婦人行動計画の計画期間終了後も、引き続き計画目標達成のための女性行政の推進が図られるよう、「青森県の婦人対策に関する提言」が青森県に提出されました。

#### ⑤新青森県婦人行動計画の策定

昭和55 (1980) 年に策定した「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しながら、青森県婦人問題対策推進委員会から提出された提言及び国の新国内行動計画の趣旨を踏まえて、高齢化の急速な進行、技術革新、情報化、国際化の進展などの社会変化に対応するため、平成元(1989)年7月に「新青森県婦人行動計画」を策定しました。

#### ⑥あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成8 (1996) 年12月に、国が新しい行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、平成11 (1999)年6月には「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたこと、また平成9 (1997)年に「新青森県長期総合プラン」が策定され、その中で男女共同参画社会推進構想が戦略プロジェクトとして掲げられたことに伴い、これらとの整合性を図るために、平成12 (2000)年1月「あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

#### (7)青森県男女共同参画推進条例の制定

平成13(2001)年「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、青森県の男女共同参画の一層の 推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」を制定しました。

## ⑧基本計画としての位置づけ

「あおもり男女共同参画プラン 21」策定後に国の「男女共同参画基本計画」及び「青森県男女共同参画推進条例」が制定されたことから、平成 14 (2002) 年 6 月、これらの施策の方向性との整合性を検証し、必要に応じた追加・補筆作業を行った上で同プランを改訂し、青森県の男女共同参画の推進に関する法定の基本計画として位置づけられました。

また、平成 16 (2004) 年 12 月、青森県の課題を解決するとともに可能性をさらに発展させ、21 世紀の中で確かな未来を拓く自主自立の青森県づくりを進めていくための将来像として「生活創造社会~暮らしやすさのトップランナーをめざして~」を掲げた県の新たな基本計画「生活創造推進プラン」を策定し、男女共同参画の推進を、県がめざす 5 つの社会像を実現するための仕組みづくりに位置づけました。

#### ⑨配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定

国の「配偶者暴力防止法」第2条の3第1項の規定及び青森県の「生活創造推進プラン」の男女 共同参画の推進を図る取組に基づき、平成17(2005)年12月、配偶者からの暴力のない社会をめ ざし、暴力の現状やDV防止、支援制度等についての計画を策定しました。

#### ⑩苦情処理制度の開始

平成 18 (2006) 年 4 月、「青森県男女共同参画審議会」に苦情等部会を設置し、青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等に関する苦情処理制度を開始しています。

#### 第4章 資料編

#### ⑪新あおもり男女共同参画プラン 21 の策定

「あおもり男女共同参画プラン 21」の計画期間が平成 18 (2006) 年度までであること、県の「生活創造推進プラン」や国の「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、平成 19 (2007) 年 3 月、青森県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定を行い、第 2 次となる「新あおもり男女共同参画プラン 21」が策定されました。

### ⑫第3次あおもり男女共同参画プラン21の策定

「新あおもり男女共同参画プラン 21」の計画期間が平成 23 (2011) 年度までであること、平成 20 (2008) 年に策定された「青森県基本計画未来への挑戦」や国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、各種調査やパブリック・コメントに示された県民の意向、「青森県男女共同参画審議会」の審議等を踏まえて、平成24 (2012) 年2月に新たに「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定しました。

## (4) 市の動き

#### ①女性行政担当部署の設置

平成 3 (1991) 年度、教育委員会内に「婦人青少年課」を設置し、女性に関する施策の総合的な 企画・推進を図りました。

平成6 (1994) 年度、「女性青少年課」に改称しました。

平成11(1999)年度には、担当部署を企画部企画調整課に移し、新たに「男女共同参画室」を設け、男女共同参画について総合的な企画・推進に努めることとしました。

平成 14 (2002) 年度、機構改革により、「生活環境部生活・交通安全課男女共同参画班」となり、 市民との協働で具体的な事業の展開を図ることとしました。

その後、平成 15 (2003) 年度には、機構改革により「市民生活部市民連携課男女共同参画グループ」に、平成 18 (2006) 年度には「男女参画国際課男女共同参画グループ」に変更となり、平成 22 (2010) 年度からは、「総合政策部市民連携推進課男女共同参画グループ」となりました。

#### ②意識調査

市民を対象とした意識調査は、平成4 (1992) 年7月に「八戸市婦人の生活に関する意識調査」、 平成14 (2002) 年10月と、平成22 (2010) 年7月には「八戸市民の男女共同参画に関する意識 調査」実施し、男女平等感に関する内容や、生活における希望と現状などの実態把握に努めました。

事業所を対象とした意識調査は、平成18 (2006) 年9月と、平成22 (2010) 年7月にそれぞれ 実施し、雇用の場における女性の活用状況、従業員の育児や介護を支援するための制度の制定状況 などの実態把握に努めました。

### ③男女共同参画審議会等の設置

市民の意見を女性施策に反映させるため、平成6 (1994) 年9月、「八戸市女性懇談会」を設置し、 行動計画などの調査・審議を行いました。

平成10(1998)年9月、「八戸市女性懇談会」を廃止し、「八戸市男女共同参画社会推進懇話会」を設置して、はちのヘプランの推進や男女共同参画社会についての総合的な問題について調査・審議を行いました。

平成 13 (2001) 年には、同懇話会を廃止し、条例に基づく「八戸市男女共同参画審議会」を設置しました。

#### ④都市宣言・条例の制定

平成13(2001)年6月、市議会において「男女共同参画都市宣言に関する決議」を全会一致で採択し、同年「男女共同参画都市宣言奨励事業」を実施しました。併行して「八戸市男女共同参画基本条例」を公布・施行しました。

### ⑤男女共同参画社会をめざすはちのヘプラン(基本計画)の策定

平成7 (1995) 年、男女共同参画社会の実現のための指針とする行動計画策定のため、市民と行政からなる「八戸市女性行動計画策定会議」を組織し、平成8 (1996) 年12月に「男女共同参画社会をめざすはちのヘプラン」を策定しました。

翌平成9 (1997) 年3月に同プランを具体的に進めるための「男女共同参画社会をめざすはちの ヘプラン実施計画」を策定し、その推進に努めてきました。

平成 12 (2000) 年には、同プランの目標年度を迎えましたが、未達成の部分も多く、また、プランの内容が「男女共同参画社会基本法」の意図に沿っていることから、目標年度を平成 17 (2005) 年度までとすることとし、さらに 5 年間計画を延長することとしました。

平成13年(2001)年10月に施行された「八戸市男女共同参画基本条例」第7条の規定により「基本計画」の策定が定められたことを受け、目標年度を平成17(2005)年度までとしている「男女共同参画社会をめざすはちのヘプラン」を「八戸市男女共同参画基本計画(第1次)」と位置づけました。

同プランの最終年度である平成 17 (2005) 年度には、国の「男女共同参画基本計画(第 2 次)」や県の「あおもり男女共同参画プラン 21」との整合性、関係法令の改正等も勘案し、八戸市男女共同参画審議会や、パブリック・コメントに示された市民の意向を踏まえて、平成 18 (2006) 年 2 月、第 2 次基本計画となる「男女共同参画社会をめざすはちのヘプラン 2006」を策定し、意識啓発事業や人材育成事業、子育て支援施策の充実など、全庁をあげて男女共同参画社会の実現に向けた施策に積極的に取り組むこととしました。

### 2. 男女共同参画にかかる法令等

**(1) 男女共同参画社会基本法** (平成 11 年法律第 78 号)

目次

前文

第一章 総則(第一条-第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条-第二十条)

第三章 男女共同参画会議 (第二十一条-第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、 並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計 画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにか んがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策 に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する 責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は 財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男

女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る ため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」と いう。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣 議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本 計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)
- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社 会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別によ る差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合に おける被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査 研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう に努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の 団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必 要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の

十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の 長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力 を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以 外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一略
  - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の 規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
  - 一から十まで 略
  - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置 は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (略)

### (2) 青森県男女共同参画推進条例 (平成 13 年 7 月 4 日青森県条例第 50 号)

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第三条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を 発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重さ れることを基本として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければな

らない。

- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、 家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果た し、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として、行われなければな らない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権 利が尊重されることを基本として、行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)に 基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう 努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならな い。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第七条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

- 第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に 関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
  - 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
  - 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴く とともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第九条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに 当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。
- 2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第十条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第十二条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これ らの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第十三条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

- 第十四条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力 その他の支援措置を講ずるものとする。
- 2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他 の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

### **(3) 八戸市男女共同参画基本条例** (平成 13 年 9 月 27 日条例第 37 号)

私たちの目指す 21 世紀の社会は、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることのできる社会である。

八戸市においては、国際社会や国等の動向を踏まえつつ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組を 進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は今なお根強くあり、真の 男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化、情報化、国際化の急速な進展等により、私たちを取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、これまでの枠組みでは対応しきれない新たな課題も生じてきている。

このような状況の中、市民一人ひとりのたゆまぬ努力と情熱により着実に発展を遂げてきた八戸市が、さらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を十分に発揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女一人ひとりが、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - (2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
  - (3) 積極的格差改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
  - (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は 性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。
  - (1) 男女の人権が尊重され、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を 発揮する機会が均等に確保されなければならないこと。
  - (2) 男女が社会における活動を選択することに対して、性別による固定的な役割分担等に基づく制度又は慣行が、影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならないこと。

- (3) 市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されなければならないこと。
- (4) 家族を構成する男女がその一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に、子の 養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動とその他の社会生活における活動との両立 ができるようされなければならないこと。
- (5) 男女が互いの身体の特徴について理解を深め、生涯を通じて健康な生活を営むこと並びに両性 の合意の下に安心して妊娠及び出産ができることについて配慮されなければならないこと。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進 に関する施策(積極的格差改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有 する。
- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して 取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策 に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画する ことができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進 に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本計画)

- 第7条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
  - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、八戸市男女共同参画審議会の意見を聴く とともに、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(男女共同参画に関する教育及び学習の振興)

第8条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に対する理解を深めることができるよう、学校教育をは じめとするあらゆる機会を通じて、男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずる ものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 10 条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(調査研究)

第 11 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施のために、必要な調査研究を行うものとする。

(男女共同参画推進月間)

- 第 12 条 市は、市民及び事業者の間に広く男女共同参画の趣旨を周知するとともに、男女共同参画の 推進への取組が積極的に行われるよう、重点的に啓発活動等を行う男女共同参画推進月間を設ける。
- 2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年10月とする。

(年次報告)

第 13 条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を 公表しなければならない。

(苦情等の処理)

- 第 14 条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民及び事業者からの苦情を適切に処理するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関して市民及び事業者から相談の申し出があったときは、他の機関と連携し解決に努めるものとする。 (男女共同参画の推進の阻害要因となる行為の防止)
- 第 15 条 何人も、社会生活のあらゆる場において、男女共同参画の推進の阻害要因となるようなセクシュアル・ハラスメント及び暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)を行わないようしなければならない。

(公衆に提供する情報に関する留意)

第 16 条 何人も、公衆に情報を提供する場合においては、性別による差別的取扱い、固定的な役割分 担等を連想させる表現を用いないよう努めなければならない。

(男女共同参画審議会)

- 第 17 条 男女共同参画の推進に資するため、八戸市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を 置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項 について調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査し、必要があると認めるときは、市 長に対し、意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。ただし、第4号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。
  - (1) 知識経験のある者
  - (2) 事業者から推薦された者
  - (3) 関係行政機関の職員
  - (4) 公募に応じた者

- 5 前項の委員の定数は、15人以内とする。
- 6 審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。 (委任事項)
- 第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則
- 1 この条例は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

(略)

# 3. 男女共同参画の推進に関する年表

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
昭和50 (1975)	o「国際婦人年」(目標:平等、発展、平和) o「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	o総理府に「婦人問題企画推進本部」設置 o総理府「婦人問題担当室」が業務開始 o「婦人問題企画推進会議」開催		
昭和51 (1976)	o「国連婦人の十年」(1976年~1985)			
昭和52 (1977)		<ul><li>o「国内行動計画」策定</li><li>o「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定</li><li>o「国立婦人教育会館」設置(現在の名称「国立女性教育会館」)</li></ul>	o4月 婦人行政の窓口を「生活福祉部児童家庭課」 に設置	
昭和54 (1979)	<ul><li>○国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採</li></ul>	o「国内行動計画前期重点目標」策定	o5月「青森県婦人問題対策推進委員会」 設置	
昭和55 (1980)	○ 「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択     ○ 「女子差別撤廃条約」に日本を含む 65 カ国署名、4 カ国批准     ○ 「女子差別撤廃条約」発効		○4月企画部に「青少年婦人室」設置 ○5月「青森県婦人行動計画」策定 ○6月「青森県婦人問題行改連絡会議」設置 ○11月「青森県女性団体連絡会」設立	
昭和56 (1981)		o「国内行動計画後期重点目標」策定	o4月青少年婦人室が「企画部」から「生活福祉部」         に移管         o6月「青森県婦人行動計画推進計画」策定	
昭和59 (1984)	o「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するため の世界会議のためのエスキャップ地域政府間準備 会議(東京)	o第1回日本女性会議(名古屋)		

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
昭和60 (1985)	o「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議 「西暦 2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	<ul><li>。「国籍法」改正(父母両血統主義の採用、配偶者の帰化条件の男女同一化)</li><li>。「男女雇用機会均等法」公布</li><li>。「女子差別撤廃条約」批准</li></ul>	<ul><li>o7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣</li><li>o3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出</li></ul>	
昭和61 (1986)		<ul><li>o「男女雇用機会均等法」施行</li><li>o婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大、 任務も拡充</li><li>o「婦人問題企画推進有識者会議」開催</li></ul>	o12月「青森県長期総合プラン」に重点施策として 婦人政策が位置付けられる	
昭和62 (1987)		o「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		
平成元 (1989)		o 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必履 修等)	o7月「新青森県婦人行動計画」策定	
平成2 (1990)	<ul><li>○国連婦人の地位委員会拡大会期</li><li>○国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li></ul>			
平成3 (1991)		o「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画(第一次 改定)」策定 o「育児休業法」公布		o 4月 教育委員会に「婦人青少年課」設置
平成 4 (1992)		o初代婦人問題担当大臣の設置		o4月「八戸市女性行政連絡協議会」設置 o7月「八戸市婦人の生活に関する意識調査」実施
平成5 (1993)		o第4回世界婦人会議日本国内委員会設置 o「男女共同参画社会づくりに関する推進体制の整 備について」決定	o4月「青少年婦人室」から「青少年女性課」へ改 組	
平成 6 (1994)	o「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 o国際人口・開発会議「カイロ宣言」採択(リプロダクティブ・ヘルス/ライツを提起)	o 総理府「男女共同参画室」「男女共同参画審議会 設置」「男女共同参画推進本部設置」(婦人問題 企画推進本部を改組)		o4月「女性青少年課」に改称 o9月「八戸市女性懇談会」設置 o「八戸市女性行動計画策定会議」設置

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
平成7	o「第4回世界女性会議」―平等、開発、平和のた	o「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	o 9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県	
(1995)	めの行動(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	o I LO156号条約(家庭的責任条約)批准	内女性 10 名を派遣	
	o 北京行動要綱実施のための女性の地位向上のため	o「男女共同参画 2000 年プラン」策定	o4月 「青少年女性課」から「女性政策課」へ改組	o12月 「男女共同参画社会をめざす はちのヘプラ
	のナショナル・マシーナリー強化に関する地域会	o男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」	「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推	ン」策定(目標年度を平成 12 年度とする)
	議 (ソウル)	答申	進連絡会議」に改正	o 3月 「男女共同参画社会をめざす はちのヘプラ
平成8		o 「男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワ	o7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性	ン実施計画」策定
(1996)		一ク)」発足	政策懇話会」に改正	
		o「国の審議会等における女性委員の登用について」	o 2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同	
		決定	参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付け	
			られる	
		o「婦人局」が「女性局」、「婦人少年室」が「女	o 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施	
		性少年室」に改称		
平成9		o「男女共同参画審議会設置」(法律)		
(1997)		o「男女雇用機会均等法、労働基本法、育児・介護		
		休業法の一部を改正する法律」公布		
		o「介護保険法」公布		
		o男女共同参画審議会から「男女共同参画社会基本		o 9月 「八戸市女性懇談会」廃止し「八戸市男女共
		法-男女共同参画社会を形成するための基礎的条		同参画社会推進懇話会」設置
平成10		件づくり一」答申		o 「男女共同参画に関するアンケート調査」 実施 (庁
(1998)				内職員対象)
				o 「男女共同参画社会を考える情報誌 With you」創
				刊
		o「男女共同参画社会基本法」公布、施行	o1月 「あおもり男女共同参画プラン21」策定	ο 4月 企画部企画調整課に「男女共同参画室」設置
		o「改正男女雇用機会均等法」「改正労働基準法」		o10月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会」設置
平成11		「改正育児・介護休業法」施行		
(1999)		o「食料・農業・農村基本法」公布、施行(女性の		
(1999)		参画の促進を規定)		
		o男女共同参画審議会から「女性に対する暴力のな		
		い社会を目指して」答申		

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
	o 国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク)	o12月「男女共同参画基本計画」閣議決定	ο4月 「女性政策課」から「男女共同参画課」へ改	o4月 「八戸市女性行政連絡協議会」を「八戸市男
	「政治宣言及び成果文書」採択	o「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行	組	女共同参画推進会議」に名称変更
		o「男女共同参画週間」(毎年 6/23~29)決定	「男女共同参画懇話会」に改正	o4月 「八戸市附属機関等の設置及び運営に関する
		o「国の審議会等における女性委員の登用について」	「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参	要綱」で女性委員の登用目標を30%以上に定める
		決定	画推進連絡会議」に改正	o 4月 「八戸市セクシュアル・ハラスメントの防止
平成12				等に関する要綱」制定
(2000)				o 5月 「男女共同参画社会をめざす はちのヘプラ
				ン」の目標達成年度を平成17年度に延長すること
				を決定
				o 8月 懇話会が市長に「男女共同参画社会をめざす
				はちのヘプラン」推進のための提言書を提出
				o10月 「八戸市女性模擬議会」開催
		o「総理府男女共同参画室」が「内閣府男女共同参	o 6月 「青森県男女共同参画センタ―(アピオあお	o 4月 八戸市男女共同参画推進庁内委員会が市長
		画局」に改組	もり)」開館	へ提言書「男女がともに働きやすい職場づくりを
		o「男女共同参画会議」設置	o7月「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行	めざして」を提出
		o 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関	o 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運	o 5月 八戸市男女共同参画推進懇話会が市長に「条
		する法律」公布、一部施行	動推進協議会」設立	例に関する意見書」を提出
平成13		o 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 閣	o11月 「青森県男女共同参画審議会」設置	o 6月 「男女共同参画都市宣言に関する決議」を可
(2001)		議決定		決
		o 「育児休業法」改正(対象となる子の年齢の引き		o10月 「八戸市男女共同参画基本条例」施行
		上げ等)		o10月 「八戸市男女共同参画審議会」設置
		o「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」、		o10月 「男女共同参画都市宣言奨励事業」実施
		「女性に対する暴力をなくす運動について」決定		o 3月 「男女共同参画社会をめざす はちのヘプラ
				ン実施計画」改訂

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
		o 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関	o4月 「男女共同参画課」から「青少年・男女共同	o4月機構改革により「生活環境部生活・交通安全
		する法律」全面施行	参画課(男女共同参画グループ)」へ改組	課男女共同参画班」となる
		oアフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置	o 6月 「あおもり男女共同参画プラン 21 改訂版」	o 5月 「八戸市男女共同参画審議会」組織会
Tref-14			を策定	o 6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第2
平成14				期)」組織会
(2002)				o 6月 「八戸市職員旧姓使用取扱要綱」制定
				o 9月 「八戸市民の男女共同参画に関する意識調
				査」実施(緊急雇用創出事業・3月報告書完成)
				o 10 月 「男女共同参画推進月間」実施
	o国連女子差別撤廃委員会第29会期において日本の	o「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女	o8月 「青森県男女共同参画に関する意識調査」実	o 4月 機構改革により「市民生活部市民連携課男女
	第4・5回実施状況報告を審議	共同参画推進本部決定	施	共同参画グループ」となる
平成15		o「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	o10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置	o10月 「男女共同参画に関するアンケート調査」 実
(2003)		o「少子化社会対策基本法」公布、施行		施(庁内職員対象)
				o10月 「男女共同参画推進月間」実施
				o10月 「女性模擬議会」開催
		o 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関	o12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、	o 4月 八戸市男女共同参画審議会(第1期)が市長
		する法律」改正法公布・施行	男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するた	に「男女共同参画社会をめざすはちのヘプランの
		o「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」	めの仕組みづくり」に位置付けられる	推進について」の提言書を提出
平成.16		男女共同参画推進本部決定		o 5月 「八戸市男女共同参画審議会(第2期)」組
(2004)		o 育児・介護休業法改正(17年4月施行)		織会
(2004)				o 6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第3
				期)」組織会
				o10月 「男女共同参画推進月間」実施
				※3月31日 南郷村と合併

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
	o第49回国際婦人の地位委員会、通称「北京+10」	o12月「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決	o12月「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」	o10月 「男女共同参画推進月間」実施
	世界閣僚級会合 (ニューヨーク)	定	策定	o 1月 八戸市男女共同参画審議会(第2期)が「八
		o「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		戸市男女共同参画基本計画改定の基本的な考え方
				について」を市長へ提出
平成.17				o 2月 「第2次八戸市男女共同参画基本計画(はち
(2005)				のヘプラン 2006)」策定
(2000)				o 2月 「八戸市次世代育成支援行動計画前期計画」
				策定
				o 3月 「第2次八戸市男女共同参画基本計画(八戸
				プラン 2006) 実施計画」策定
				o3月 「八戸市地域福祉計画」策定
	o 東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催(東京)	o「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法公布	o4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関	o 4月 機構改革により「市民生活部男女参画国際課
		o 「国の審議会等における女性委員の登用の促進に	する施策等への苦情処理制度開始	男女共同参画グループ」となる
		ついて」男女共同参画推進本部決定	o 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理	o4月 八戸市附属機関等の設置及び運営に関する
		o「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	者制度導入	要綱」で男女構成比率において少ないほうの割合
			o 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運	が30%以上になるよう目標を定める
			動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議	o 5月 「八戸市男女共同参画審議会(第3期)」組
平成18			会」に名称変更	織会
(2006)			o3月 「あおもり男女共同参画プラン21」を「新	o 6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第4
(====,			あおもり男女共同参画プラン21」に改定	期)」組織会
				o 9月 「男女共同参画に関する事業所アンケート」
				実施
				o10月 「男女共同参画推進月間」実施
				o3月 「男女共同参画社会に関するアンケート調
				査」実施(課長級以下の正職員対象・庁内委員会
				実施)

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
	o第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合の開催	o「男女雇用機会均等法、労働基準法」改正法施行	o 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に	o8月「各種休業制度取得中職員への情報提供アン
	(インド)	o 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関	関する事務を「健康福祉部」へ移管	ケート」実施(庶務担当者対象・庁内委員会実施)
		する法律」改正法公布		o 9月 「県内市町村の男女共同参画推進に関するア
		o「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」		ンケート」実施(県内39市町村対象・庁内委員会
平成19		改正		実施)
(2007)		o 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりま		o10月 「男女共同参画推進月間」実施
		とめ		o11月 「第2回職員アンケート」を実施(課長級以
		o「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)		下の正職員対象・庁内委員会実施)
		憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動		
		指針」策定		
	o女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	o「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関	o12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女	o 4月 「男女共同参画に関する苦情処理機関の設置
		する法律」改正法施行	共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視	要綱」制定
平成.20		o 「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進	点として位置付けられる	o 5月 「八戸市男女共同参画審議会(第4期)」組
(2008)		本部決定	o 1月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計	織会
(2000)			画」改定	o 6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第5
				期)」組織会
				o10月 「男女共同参画推進月間」実施
	o国連女子差別撤廃委員会第44会期において日本の	o男女共同参画シンボルマーク決定	o 7月 「青森県男女共同参画に関する意識調査」実	o8月 「男女共同参画に関する職員アンケート」を
平成.21	第6回実施状況報告を審議	o「育児・介護休業法」改正法施行(短時間勤務制	施	実施(全正職員対象・庁内委員会実施)
(2009)		度の義務化、パパママ育休プラス、専業主婦(夫)		o 10 月 「男女共同参画推進月間」実施
(2009)		除外規定の廃止、介護休暇制度創設)		o3月 「八戸市次世代育成支援行動計画後期計画」
				策定

年度	世界の動き	日本の動き	青森県の動き	八戸市の動き
	o第 54 回国際婦人の地位委員会、通称「北京+15」	o12月「男女共同参画基本計画(第3次)」閣議決		o 4月 機構改革により「総合政策部市民連携推進課
	記念会合開催(ニューヨーク)	定		男女共同参画グループ」となる
		o「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)		o 5月 「八戸市男女共同参画審議会(第5期)」組
		憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動		織会
		指針」改定		o 6月 「八戸市男女共同参画推進庁内委員会(第6
		o A P E C 第 15 回女性リーダーズネットワーク(W		期)」組織会
平成22		LN)会合		o 6月 「八戸市民並びに事業所の男女共同参画に関
(2010)		o第8回男女共同参画担当者ネットワーク(GFP		する意識調査」実施(緊急雇用創出事業)
		N) 会合		o10月 「トーキングカフェ」「女性チャレンジ講座」
		o第1回女性起業家サミット(WES)開催		が第5次八戸市総合計画(後期)の戦略プロジェ
		o「イクメンプロジェクト」発足		クトとして位置付けられる
		o「改正育児・介護休業法」施行		o10月 「男女共同参画推進月間」実施
				o 1月 「次世代育成特定事業主行動計画」策定(人
				事課)
	oUN Women(ジェンダー平等と女性のエン		o2月「第3次あおもり男女共同参画プラン21」策	o 4月 「八戸市虐待等の防止に関する条例」施行
平成23	パワーメントのための国連機関) 正式発足		定	o10月 「男女共同参画推進月間」実施
(2011)	o女子差別撤廃委員会最終見解に対する日本政府コ			o 1月 「男女共同参画に関する職員アンケート」を
(2011)	メント (平成23年8月) についての同委員会見解			実施(全正職員対象・庁内委員会実施)
	の公表			o 3月 「第3次八戸市男女共同参画基本計画」策定

# 4. 用語の解説

用語	解説
アントレプレナー	起業家のこと。
改正育児・介護休業法(育	子どもの養育や家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援することによっ
児休業、介護休業等育児又	て、その雇用の継続や福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを
は家族介護を行う労働者	目的としている。
の福祉に関する法律)	
キャリアアップ	より高い資格・能力を身につけること。
グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わ
	らず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、
	男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
雇用機会均等法(雇用の分	雇用の分野での男女の均等な機会と待遇の確保を図り、働く女性の就業環境を整え
野における男女の均等な	ることを目的としている。
機会及び待遇の確保等に	募集・採用、配置・昇進、教育・訓練、福利厚生、定年・退職、解雇などあらゆる
関する法律)	面で、合理的理由がある場合を除き、差別を禁止している。
在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられ
	るように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機
	関。
	社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。
	八戸市では、市内を12の圏域に分け、各圏域に市が委託する在宅介護支援センター
	を1箇所ずつ配置し、地域包括支援センターの補完的役割を担っている。
仕事と生活の調和 (ワー	国民一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすととも
ク・ライフ・バランス)	に、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応
	じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。
	個人の生活の充実とともに、企業の生産性向上さらには社会・経済の活性化に寄与
	するといわれている。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。
	人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や
	慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このよう
	な男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/ gender)という。
	「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むもの
	ではなく、国際的にも使われている。

性差医療	1990年代にアメリカで生まれた考え方で、男女の身体の違いに注目した医療を行う
	   ことをいう。これまでの医療は、産科や婦人科を除いて、基本的には男女は同じとし
	   て発展してきたが、近年になり、同じ病気で症状が違ったり、治療の方法や効果に違
	   いがあるということが分かってきたため、その研究結果に基づいて医療を行うことを
	いう。
セクシュアル・ハラスメン	男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力
ト(性的嫌がらせ)	についての取り組むべき課題とその対策」(平成 16 年 3 月)では、セクシュアル・ハ
	ラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意
	思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみなら
	ず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活
	の場で起こり得るものである。」と定義している。
	また、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快に
	させる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性
	的な言動」と定義している。
	男女雇用機会均等法においては、①職場において、労働者の意に反する性的な言動
	が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること(対価
	型セクシュアル・ハラスメント) ②性的な言動が行われることで職場の環境が不快な
	ものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること(環境型セクシ
	ュアル・ハラスメント) をいう。
積極的格差改善措置(ポジ	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
ティブ・アクション)	ける活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男
	女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること(男女共同参画社会基本
	法第2条第2号参照)。
	八戸市では、八戸市男女共同参画基本条例第2条第3号に「積極的格差改善措置」
	と規定している。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野にお
	ける活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及
	び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国
	民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基
	本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推
	進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行され
	た。
地域包括支援センター	地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とし
	て、①介護予防事業のマネジメント、②介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に
	対する総合的な相談・支援、③被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護
	事業、④支援困難ケースへの対応などケアマネージャーへの支援の4つの事業を、地
	域において一体的に実施する役割を担う中核機関。

DV (ドメスティック・バ	Domestic Violence の略称。
イオレンス)	配偶者または親密な関係にある男女間の暴力をいう。配偶者には、婚姻の届出をし
	ていないいわゆる「事実婚」を含む。また、離婚後に引き続き暴力を受ける場合を含
	ts.
八戸市男女共同参画基本	平成 13(2001)年 9 月に公布、10 月に施行された八戸市における男女共同参画を推進
条例	するための自主制定条例。制定に当たって、市民からの意見を直接盛り込むことを目
	指し、広く市民に条例に対する意見を公募し、八戸市男女共同参画推進懇話会に設置
	した専門部会の条例策定委員会がそれらを整理・集約して条例案を策定した。
	男女共同参画を市民一人ひとりが生き生きと暮らせる八戸市を築くためであると
	し、5 つの基本理念を定めたほか、男女共同参画推進月間を定めた。
パートタイム労働者	パートタイム労働法の対象であるパートタイム労働者とは、1 週間の所定労働時間
	が同一の事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比べて短い労働
	者とされている。
	「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」、「臨時社員」、「準社員」
	など呼び方が異なっても、この条件に当てはまる労働者であれば、「パートタイム労働
	者」としてパートタイム労働法の対象となる。
パブリックコメント制度	市が計画を策定したり、規制の制定・改廃を行おうとする場合に、あらかじめ市の
	原案を市民に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための手続き。
ポジティブ・アクション	「積極的格差改善措置」の項参照。
(積極的格差改善措置)	
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。
	「女性のチャレンジ支援策について」(平成 15 年 4 月男女共同参画会議意見)では、
	一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモ
	デル事例を提示する重要性が指摘されている。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」の頁参照。
(仕事と生活の調和)	